

東大和市無電柱化推進計画 概要版

1 計画策定の目的と位置付け

■ 計画の目的

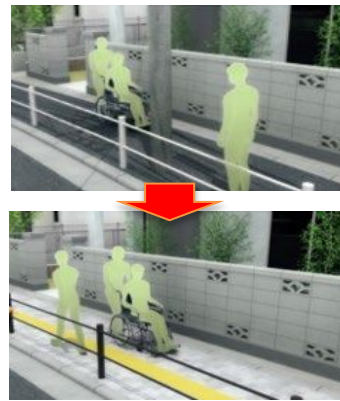
本計画は、無電柱化の推進に関する法律や東京都無電柱化計画等を踏まえ、「東大和市総合計画『輝きプラン』」や「東大和市都市マスタープラン」に示す将来像の実現に向け、関連計画と整合を図りながら、市における無電柱化の推進に関する基本的な方針等を示すとともに、多額の費用と時間を要する無電柱化を限られた財源と人的資源の中、総合的・計画的かつ効率的に推進するため、優先的に無電柱化を実施する路線や施策等を示すものです。

■ 無電柱化の目的

◇都市防災機能の強化



◇安全で快適な歩行空間の確保

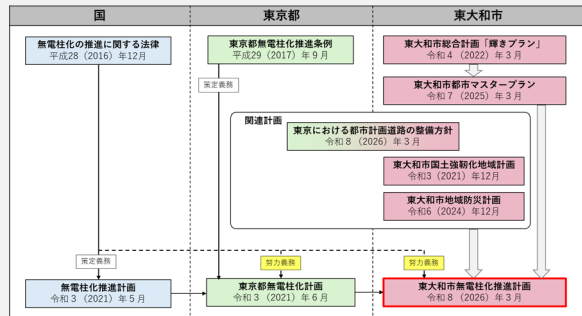


◇良好な都市景観の創出



出典：東京都ホームページ

■ 計画の位置付け



■ 計画の期間

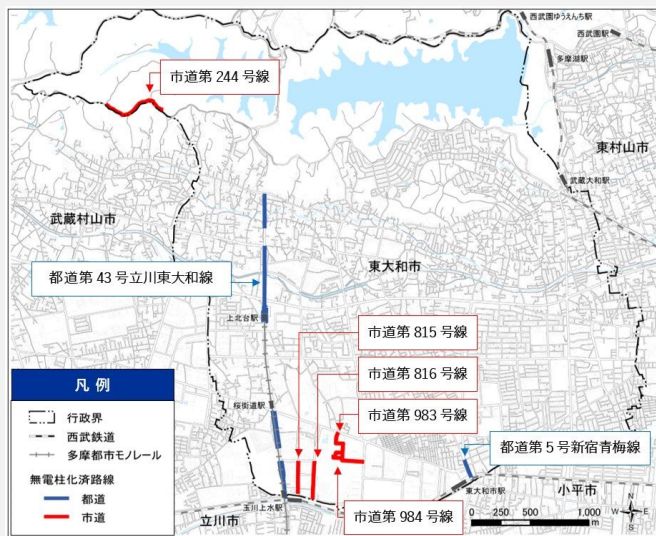
令和8（2026）年度～令和22（2040）年度までの15年間とします。

主体	計画の名称	令和8（2026）年度	令和23（2041）年度
東京都	東京都無電柱化計画	令和3（2021）年6月改定	
東京都特別区26市2町	東京における都市計画道路の整備方針	令和8（2026）年3月策定	15年間
東大和市	東大和市都市マスタープラン	令和7（2025）年3月改定	20年間
東大和市	東大和市無電柱化推進計画	令和8（2026）年3月策定	15年間

2 無電柱化の現状

■ 市道の無電柱化率：約0.8%

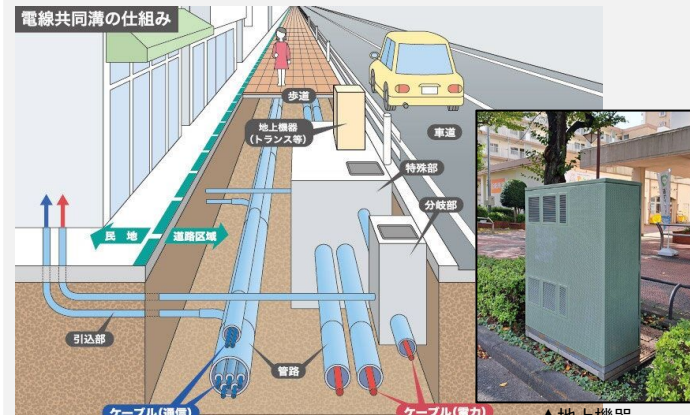
《無電柱化現況図》



3 無電柱化の手法

■ 整備手法

- ・原則として「電線共同溝方式」を採用します。
- ・歩道上に地上機器を設置するため、2.5m以上の歩道幅員を満たす必要があります。



出典：国土交通省ホームページ (市道第815号線)

4 無電柱化推進の課題

■ 現状

限られた財源

長期にわたる整備期間

低い無電柱化率

■ 課題

整備コストの縮減と財源の確保

事業期間の短縮と沿道住民の理解・協力

計画的かつ効率的な無電柱化の推進

5 無電柱化の推進に関する基本的な方針

■ 整備方針

都市計画道路事業等との同時施工による整備と補助制度の活用

電線管理者等の関係企業者との連携強化と沿道住民との合意形成の推進

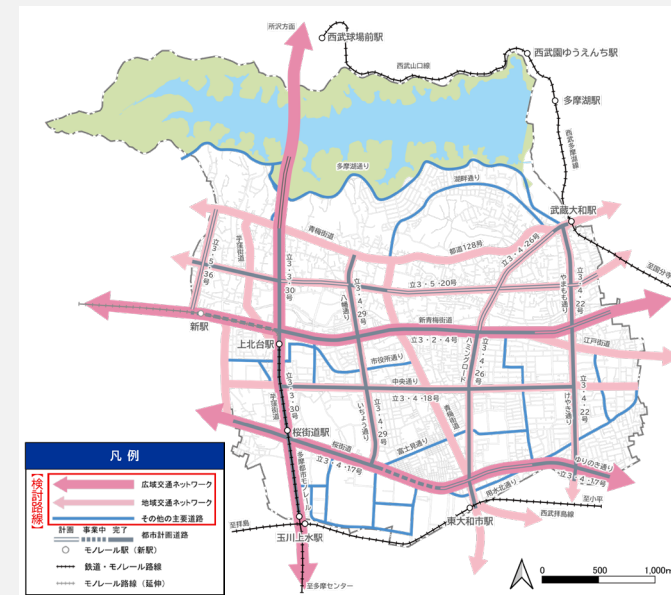
地上機器の設置に必要な歩道幅員を満たす路線の優先的な整備

■ 無電柱化検討路線の抽出／無電柱化候補路線の選定

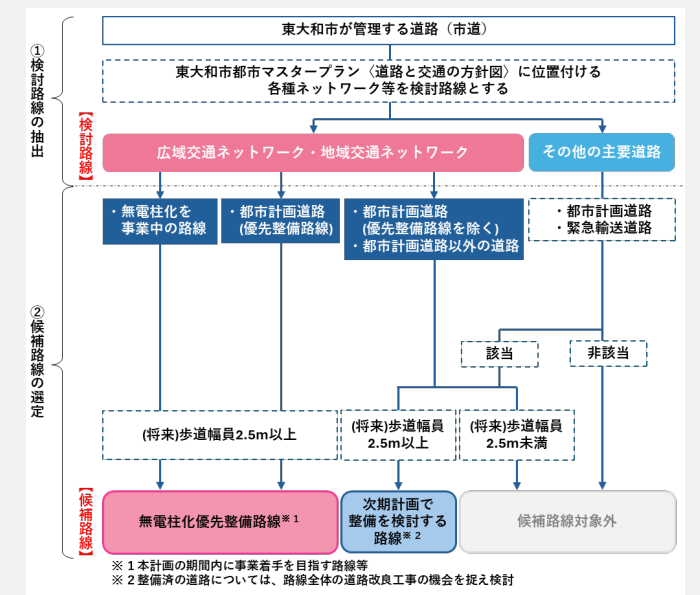
上記の整備方針を踏まえ、以下のとおり無電柱化の検討路線を抽出し、候補路線を選定します。

《無電柱化検討路線図》

《無電柱化候補路線の選定フロー図》



出典：東大和市都市マスタープラン P50《道路と交通の方針図》



6 無電柱化を計画的に推進するための施策

■ 主に取り組む施策

- ①低コスト手法の導入検討
- ②補助制度の活用
- ③外部機関の技術支援の活用
- ④関係者等との連携強化と合意形成の推進
- ⑤広報・啓発活動の実施



▲無電柱化を事業中の路線 (立3・4・17号桜街道線)

■ その他の施策

- ①都道における無電柱化の要請
- ②新設電柱占用制限の実施
- ③計画の進捗管理



▲都道無電柱化の案内板 (立3・2・4号新青梅街道線)

東大和市無電柱化推進計画 概要版

無電柱化推進計画 計画路線図

■無電柱化優先整備路線

路線名	区間	延長
立3・4・17号線（事業中路線）	南街五丁目～南街六丁目	約 570m
立3・4・17号線（未着手）	向原五丁目～南街五丁目	約 840m
立3・4・26号線（未着手）	立3・2・4号線～高木橋	約 180m

■市道における主な無電柱化済路線



▲市道第 815 号線 ▲市道第 816 号線



▲市道第 983・984 号線

凡例

行政界	-----
河川等	~~~~~
都道（未整備路線等を含む）	———
緊急輸送道路	———
都市計画道路 整備済路線（市道）	———
都市計画道路 優先整備路線（市道）	
都市計画道路 事業中路線（市道）	--- --
都市計画道路 未整備路線（市道）
市道路線番号	○ 518
市役所	●
駅	■
無電柱化済路線	———
無電柱化優先整備路線（市道）	
次期計画で整備を検討する路線（市道）	———

